



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

障害のある人を訓練生として受け入れてみませんか？

～障害のある人のための職業訓練（企業実践コース）委託先機関募集～

障害者委託訓練は、千葉県と公共職業安定所が連携し、企業や団体などに訓練を委託して実施する公共職業訓練です。求職活動中の障害のある方を対象に、就職に向けた知識や技能などの習得を図り、就職の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

これまで障害のある方の雇用経験がなく、「何の業務を任せたらいいの？」「どんな点に配慮すればいいの？」「どんな人がうちに合っているの？」という疑問をお持ちの企業や団体などの皆様も、是非ご相談ください。訓練メニューの作成や訓練中のサポートなど、障害者職業訓練コーディネーターや地域の就労支援機関が連携してサポートしますので、実際の雇用に向けたイメージ作りに役立ちます。

【訓練の内容】

- 事業所の業務にあわせて訓練内容をコーディネートします。
 - (例) 一般事務・事務補助（データ入力、書類作成、ファイリングなど）
 - 倉庫内等における軽作業（ピッキング、入出荷業務、梱包など）
 - 飲食店等における調理補助・洗浄（盛り付け、食器洗浄、清掃など）
 - 小売店等における販売補助（商品の品だし、バックヤード業務など）

【訓練期間・時間】

- 期間：1か月～3か月（※1か月間が望ましい。）
- 時間：60時間／月（下限）～ 100時間／月（標準）・5～7時間程度／日

【委託料】

- 障害のある方の委託訓練を実施した場合、下記の委託料が支払われます。
 - 中小企業以外：64,800円（月額上限・税込）
 - 中 小 企 業：97,200円（月額上限・税込） ※中小企業としての要件確認あり。

【お問い合わせ先】

- 千葉県立障害者高等技術専門校 障害者委託訓練事務局
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470 TEL：043-291-7744（委託訓練担当）
- 各地域の障害者就業・生活支援センター
- 募集要項はこちらから → <http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>